

新宮市告示第59号

新宮市水道事業会計等繰出金（物価高騰対応）要綱

新宮市水道事業会計等繰出金（物価高騰対応）要綱を次のように定める。

令和8年4月30日

新宮市長 上田 勝之

新宮市水道事業会計等繰出金（物価高騰対応）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を踏まえ、市民等の経済的な負担軽減を図る水道事業者の減免事業に対し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2から第18条までの規定に基づき、繰出金について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）水道事業 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第2項に規定するもののうち、給水人口が5,001人以上の事業をいう。
- （2）簡易水道事業 法第3条第3項に規定するものをいう。

（繰出金の対象）

第3条 繰出金の対象となる公営企業会計は、次のとおりとする。

- （1）新宮市水道事業会計
- （2）新宮市簡易水道事業会計

（繰出金対象経費）

第4条 繰出金の対象となる経費は、市長が必要と認める経費とする。

2 繰出基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）水道事業 令和8年7月分及び8月分の各月水道基本料金並びに当該減免事業に係る事務費
- （2）簡易水道事業 令和8年7月分及び8月分の各月水道基本料金並びに当該減免事業に係る事務費

（繰出金の額）

第5条 市長は、予算の範囲内において、前条に規定する経費の全部又は一部を繰り出すことができる。

（繰出金の請求）

第6条 繰出金を受けようとする者は、新宮市水道事業会計等繰出金（物価高騰対応）請求書（別記様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、関係書類を確認し、適正と認めるときは、公営企業会計に繰り出すことができる。

（繰出金の返還）

第7条 繰出金を受けた者は、決算整理により繰出金の額が確定した場合において、既にその額を超える繰出金を受けたときは、繰出金を受けた年度の出納整理期間内に一般会計に返還するものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月30日から施行する。

別記様式（第6条関係）

新宮市水道事業会計等繰出金（物価高騰対応）請求書

年 月 日

（あて先）
新宮市長

（請求者） 所在地
名 称
代表者名

㊟

新宮市水道事業会計等繰出金（物価高騰対応）要綱第6条第1項の規定に基づき、令和8年度における標記繰出金について、関係書類を添えて下記とおり請求します。

記

| 区分 | 水道事業 ・ 簡易水道事業 |
|--------------|---------------|
| 対象件数 | 件 |
| 給水人口 | 人 |
| 繰出金請求額 | 円 |
| （内訳）水道料金（税抜） | 円 |
| 上記消費税分 | 円 |
| 事務費 | 円 |

関係書類（参考となる資料）